

意見公募手続実施概要

(様式1)

案 件 名	四條畷市住生活基本計画(住宅マスタープラン)【改訂】(原案)
趣 旨 ・ 目 的	本市では、誰もが安心して住み続けられる住宅、住環境の形成をめざした効果的な施策展開を図るため、四條畷市住生活基本計画(以下、「住宅マスタープラン」といいます。)の改訂に取り組んでいます。この度、住宅マスタープラン【改訂】(原案)を作成しましたので、市民の皆さまのご意見を募集します。
意 見 募 集 期 間	令和元年11月15日(金)～令和元年12月13日(金)
公 表 案 ・ 資 料 等	四條畷市住生活基本計画(住宅マスタープラン)【改訂】(原案)
対 象	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人及び法人並びに利害関係者
意 見 の 提 出 先	<p>【担当課】 総合政策部 魅力創造室</p> <p>【所在地】 〒575-8501 四條畷市中野本町1-1</p> <p>【電話】 072-877-2121、0743-71-0330 (内線 363)</p> <p>【FAX】 072-877-2074</p> <p>【メール】 miryoku@city.shijonawate.lg.jp</p>
意 見 提 出 方 法	<p>意見書に<u>案件名・住所・氏名・電話番号を記載(必須)</u>の上、次の方法で提出してください。</p> <p>●書面を持参 ●郵送 ●FAX ●電子メール</p>
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された意見は公表します (個人情報等に該当する部分を除く)。 ・意見に対して、市は個別には回答しません。 ・意見に対する市の考え方を、担当課・田原支所・情報公開コーナー・四條畷図書館・田原図書館・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてください。